

一般財団法人京都府民総合交流事業団広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人京都府民総合交流事業団(以下「事業団」という。)が管理する資産(建物、物品及び印刷物並びにインターネット上のホームページ等をいう。以下「管理資産」という。)について、民間企業等の広告(法令等に基づく表示又は国、地方公共団体その他の公共団体等若しくはこれらの委託を受けた者が公共のためにする表示であって、代金を徴収することが適当でないとして理事長が認めるものを除く。以下「広告」という。)を掲出し、又は掲載する媒体(以下「広告媒体」という。)として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理資産の有効活用)

第2条 事業団は、管理資産の未利用部分を広告媒体として有効に活用することにより、新たな財源の確保に努めるものとする。

(管理資産の適正使用)

第3条 事業団は、管理資産を広告媒体として使用するときは、この要綱、事業団の会計規程及びその他の関係例規等の定めるところに従い、適正に使用しなければならない。

2 事業団は、その管理する広告媒体について、屋外に掲出する広告を募集するときは、あらかじめ、当該広告の規格等が京都府屋外広告物条例又は当該広告媒体が所在する市町村の屋外広告物等に関する条例等の規定に違反しないものであることを確認した上で行うものとする。

(掲載等の範囲)

第4条 管理資産を広告媒体とする広告の掲出又は掲載(以下「掲載等」という。)は、事業団及び京都府民総合交流プラザ(以下「プラザ」という。)の入居団体等の事務又は事業に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

2 次の各号に掲げる事業者又は事業の広告は、掲載等の対象としない。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 暴力団及びその構成員(暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者を含む。)
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」に該当する事業
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業

- (5) 行政機関からの行政指導を受けたにもかかわらず改善を行わない事業者
- (6) 京都府の物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領又は工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている事業者
- (7) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- (8) 民事再生法による再生手続中又は会社更生法による更生手続中の事業者
- (9) その他管理資産を広告媒体とする広告に係る事業者又は事業として適當でないと認められるもの

3 次の各号に掲げる広告は、掲載等の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 犯罪を推奨し、肯定し、美化し、又は助長するもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗を害するもの若しくは府民生活の安心・安全を脅かすもの又はそれらのおそれのあるもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 社会問題についての特定の主義又は主張を含むもの
- (8) 個人又は法人その他の団体の名刺広告
- (9) 良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれがあるもの
- (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
- (12) 比較広告
- (13) 懸賞広告及びクーポン付き広告
- (14) その他プラザの性質等に照らし広告を掲載等することが適當でないと認められるもの

4 前2項の規定により掲載等の対象外とするか否の基準は、別添広告取扱基準のとおりとする。

5 事業団は、掲載等をした広告が第2項又は第3項に規定する要件に該当することが判明したときは、当該広告の掲載等を中止することができる。

(掲載等の付記事項等)

第5条 事業団は、掲載等に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、広告欄に民間企業等の広告であることを明示するものとする。ただし、当該広告が民間企業等の広告であることが明白な場合はこの限りでない。

2 事業団は、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

(広告利用者の募集等)

第6条 事業団は、広告媒体を利用しようとする者(自らは利用せず第三者に利用させる者を含む。)を募集するときは、利用者の選定基準その他掲載等に関し必要な事項を記載した個別の要領(以下「要領」という。)を定め、次に掲げる募集の条件を明示するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格、数量及び掲載等をする期間
- (3) 掲載等の対象とする広告の範囲
- (4) 選定基準
- (5) 申込みの時期及び方法
- (6) 広告媒体の利用料(以下「利用料」という。)の基準となる額
- (7) その他必要と認める事項

(掲載等の申込み)

第7条 事業団は、広告媒体を利用しようとする者から掲載等の申込みを受けるときは、次に掲げる事項及び要領に定める事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 申込者及び広告の概要
- (3) その他必要と認める事項

(広告の選定)

第8条 事業団は、あらかじめ、第6条に規定する選定基準として、次の各号の区分に応じ、それぞれに掲げる基準を定めるものとする。

- (1) 利用料の最低限度額を定め、予定価格とする場合は、競争入札又は見積合わせにより選定する基準
 - (2) 利用料を定額として予定価格とする場合は、広告媒体の性質、推進する政策等を考慮して、広告又は申込人の優先順位を決定する方法により選定する基準
- 2 事業団は、この要綱及び要領に適合する広告の申込みのうちから、前項の規定により定める基準に従い広告媒体の利用者を選定するものとし、選定の結果等について、申込みを行った者に通知するものとする。

(契約書の作成等)

第9条 事業団は、掲載等の決定をしたときは、契約書を作成し、又は当該掲載等の決定を受けた者(以下「広告主」という。)から請書を徴するものとする。

- 2 前項の契約書又は請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 掲載等の内容に関する事項

- (2) 利用料に関する事項
- (3) 次条に定める事項
- (4) 広告主は、掲載等された広告に関する一切の責任を負い、かつ、掲載等により事業団が被った損害を賠償する義務を負うこと。
- (5) 広告主は、第4条第5項の規定による掲載等の中止を異議なく承諾すること。
- (6) その他必要と認める事項

(掲載等の中止)

第10条 事業団は、次の各号に掲げる場合には、掲載等を行わず、又は既に掲載等している広告を、広告主へ催告等を行わずに中止することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載等をする広告対象の提出がないとき。
- (2) 広告主の倒産、破産等により広告の掲載等をする必要がなくなったとき。
- (3) 広告主が書面により、掲載等の取下げを申し出たとき。
- (4) 広告主が事業団の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為をしたとき。
- (5) 広告主の社会的信用を著しく損なうような不祥事が明らかになったとき。
- (6) 事業団の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(利用料の額の基準)

第14条 利用料の額は、プラザに入居する団体等の施設貸付料の事例、府、市の広告実施事例等を基準として、第8条に規定する利用料の最低限度額又は定額を定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。